

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～令和 12年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和12年3月までに、労働者の各月ごとの平均残業時間を30時間未満とする。

<対策>

- ・令和7年4月～ 時間外労働の原因の分析等を行う
- ・令和7年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年4回以上実施
- ・令和8年4月～ ロールモデル社員の実績紹介、情報共有
- ・令和8年4月～ 各部署における問題点の検討と店別会議でのフォローアップ

目標2：地域の子どもの職場体験及び若者のインターンシップ受け入れを行う。

<対策>

- ・令和7年4月～ 受け入れ可能店舗など、受け入れ体制について検討開始
- ・令和7年7月～ 現状の職場見学プログラムの見直しと希望者の募集
- ・令和7年7月～ インターンシップ受け入れ業務の決定と募集
- ・令和7年7月～ 関係機関や教育関連団体との連携